

新潟県柏崎市U・Iターン住宅取得助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、柏崎市への定住促進及び地域経済の活性化を図ることを目的に、定住のための住宅を取得するに当たり、資金を借り入れる転入者に対し、予算の範囲内において、助成金を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市において、長期にわたり居住する意思をもって住宅を取得し、当該住宅の所在地を住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載し、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 取扱金融機関 株式会社第四北越銀行、株式会社大光銀行、柏崎信用金庫、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合、新潟県労働金庫及びえちご中越農業協同組合の国内営業店をいう。
- (3) 取得契約 定住住宅の購入、建築又は増改築等に係る工事請負契約又は売買契約をいう。
- (4) 資金 取扱金融機関と金銭消費貸借契約を締結した取得契約に係る借入金をいう。
- (5) 転入者 他の市区町村に居住していた者で、当該他の市区町村から柏崎市に住民登録したものをいう。
- (6) 転入日 転入者が当市に住民登録した日をいう。
- (7) 市内事業者 建設業又は不動産業を営んでいる者で、市内に本社を有する法人又は住所を有する個人事業主をいう。
- (8) 市税等 市の債権をいう。

（助成対象者）

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者と

する。

- (1) 助成金の交付を受けた日から5年を超えて定住する計画及び意思がある者
- (2) 転入日から3年以内に定住住宅を取得した者又は転入日以前1年以内に定住住宅を取得した者
- (3) 定住住宅の取得に係る取扱金融機関からの資金の借入額が200万円以上で、かつ、融資期間が5年以上である者
- (4) 取得契約を締結した者
- (5) 定住住宅の取得、建築、改築等に係る取得契約の額が200万円以上である者
- (6) 定住住宅の不動産登記が完了した者
- (7) 納付すべき納期限の到来した市税等を完納している者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない者
- (9) 生計を一にする世帯全員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう）でない者

2 同一定住住宅取得へ助成金の交付申請をできるものは、1人とする。

（助成金の額）

第4条 交付対象者への助成金の額は10万円とし、次の各号に掲げる要件を満たす場合は、これにそれぞれ当該各号に定める額を加え、合算した額とする。

- (1) 市内事業者による定住住宅取得の場合 10万円
- (2) 申請時に転入者の世帯が3人以上の場合 10万円
- (3) 申請時に転入者の世帯に18歳未満の子がいる場合 子1人につき5万円

（助成金の交付条件）

第5条 規則第5条第5項の規定による交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 生計を一にする世帯全員が、過去に新潟県柏崎市U・Iターン住宅資金助成金交付要綱（平成24年3月告示第55号）による助成金を受けていないこと。
- (2) 同一交付対象者へ助成金の交付は、1回限りとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則の定めに従うこと。

（助成金の交付申請及び実績報告）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める期間内に柏崎市U・Iターン住宅取得助成金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 転入日から3年以内に定住住宅を取得した者 住宅を取得した日から起算して1年
- (2) 転入日以前1年以内に定住住宅を取得した者 転入日から起算して1年

2 申請者は、前項に規定する交付申請及び実績報告の際、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定住住宅の登記事項証明書
- (2) 定住住宅取得に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 定住住宅に係る金銭消費貸借契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、柏崎市U・Iターン住宅取得助成金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）又は柏崎市U・Iターン住宅取得助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還等）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号いずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認められるとき。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けることになったとき、又は暴力団等の反社会的勢力関係者に該当すると認められたとき。

(3) 市税等を滞納したとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

3 市長は、前2項の規定により交付決定者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 新潟県柏崎市U・Iターン住宅資金助成金交付要綱による補助金の支払については、失効後も、なおその効力を有する。

（失効）

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、助成金の支払については、令和9年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(施行期 日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式で使用に差し支えのないものは、当分の間そのままこれを使用し、又は所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期 日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式で使用に差し支えのないものは、当分の間そのままこれを使用し、又は所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期 日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際既に改正前の新潟県柏崎市 U・I ターン住宅取得助成金交付要綱の規定によってなされた手続又は提出された書類は、それぞれ改正後の新潟県柏崎市 U・I ターン住宅取得助成金交付要綱の規定によってなされた手続又は提出された書類とみなす。

- 3 この要綱の施行の際改正前のそれぞれの様式による用紙で現に残存するものは、当面の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期 日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式で使用に差し支えのないものは、当分の間そのまま

これを使用し、又は所要の調整をして使用することができる。